

平成 27 年 12 月 16 日
水管理・国土保全局下水道部

下水熱利用の実現可能性調査（F S）を実施します

国土交通省では、今年 5 月の下水道法改正により民間事業者が下水管の中に下水熱利用のための熱交換器を設置できるよう規制緩和されたことを受け、今年度より下水熱利用事業について助言・支援を行う下水熱利用アドバイザー派遣等支援事業（別紙参照）を実施しています。今年度、18 の団体に対しアドバイザーの派遣を実施しました。

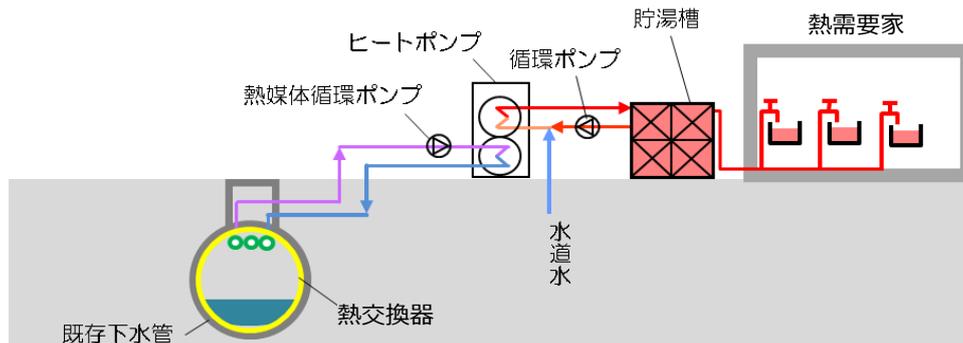
このうち、以下の 2 団体における下水熱利用の事業化に向けた実現可能性調査（F S）を実施することとしましたので、お知らせします。

〔F S 対象団体〕（2 団体）

- ・滋賀県（工場の製造プロセスでの利用）
- ・倉敷市（温水プールでの利用）

《参考》下水熱とは

再生可能エネルギーの一つであり、下水と大気との温度差を利用し、熱源として活用することにより、空調・給湯等の省エネ化・省CO₂化が可能。



【問い合わせ先】

国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課 下水道国際・技術調整官 石井 宏幸
電話：03-5253-8111（内線 34162） 直通：03-5253-8427 FAX：03-5253-1596
国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課 資源利用係長 和田 直樹
電話：03-5253-8111（内線 34164） 直通：03-5253-8427 FAX：03-5253-1596

下水熱利用アドバイザー派遣等支援事業

本事業は、以下の活動を通じて下水熱利用事業の導入の促進を図るものです。

(1) 事前調整による課題の整理

支援対象団体は、必要とする助言のテーマ、アドバイザーの派遣の場面、派遣時期等を事務局と調整するとともに、事務局による支援を受け、下水熱利用事業の導入にあたっての課題整理を行うこととなります。

(2) アドバイザー派遣

平成 27 年 8 月下旬～12 月頃を目途に、支援対象団体が持つ課題とニーズに応じ、事務局と協議の上アドバイザーを選定し、各支援対象団体に対し 1 回程度派遣致します。例えば、以下のようなテーマが想定されます。

助言を行う課題・テーマ (例)	派遣するアドバイザー (例)
○先行事例における事業の進め方のノウハウ	下水熱利用事業の経験を有する地方公共団体職員
○下水熱利用事業の関する法令の解釈、条例等の整備方法 ○再生可能エネルギーや下水熱に関する今後の国の方向性	国土交通省担当者
○下水熱利用事業の採算性の評価方法やそのポイント (事業が成立しうる規模：熱の供給量・需要量、採熱箇所からの距離等)	コンサルタント
○関係者間の連携体制の構築方法、責任分担の考え方、契約スキーム (費用負担、料金設定の考え方)	下水熱利用事業の経験を有するディベロッパー、エネルギーサービス事業者等
○利用可能な技術やシステム設計方法 (下水熱利用設備の効率、施工方法、下水道施設の維持管理への影響等)	下水熱利用に関する技術の実証研究経験者、メーカー
○下水熱利用マニュアルの解説 ○下水熱利用事業を導入する際に活用可能な補助制度等	事務局 国土交通省担当者国土交通省担当者

アドバイザーを派遣する場面としては、支援対象団体の希望に応じ、例えば以下のようなものが挙げられます。

- ・ 担当部局内における勉強会
- ・ 地方公共団体担当部局と熱利用者との打ち合わせ

- ・ 公開セミナー等

(3) 実現可能性調査 (FS)

支援対象団体のうち1団体程度については、平成27年10月～12月頃を目途に、事業採算性等に関する実現可能性調査 (FS調査) を実施し支援します。実現可能性調査は、具体的な事業を想定し、既存情報から下水熱利用のポテンシャル量や需要量、初期費用及び維持管理費等を評価し、費用負担スキームの検討等を実施することを想定しています。